

新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業
(建築・改修等) 要求水準書

令和7年7月4日

倉敷市教育委員会

目次

第1 総則	1
1 施設整備の基本的な考え方.....	1
(1)整備方針と整備内容.....	1
2 事業の範囲	2
(1)事前調査業務	2
(2)設計業務	2
(3)解体撤去に関する業務.....	2
(4)建設業務	2
(5)工事監理業務	3
(6)その他事業実施に必要な業務.....	3
(7)対象外とする業務.....	3
3 事業期間及び事業スケジュール.....	3
4 遵守すべき法令等	4
(1)法令等（施行令及び施行規則等を含む。）	4
(2)条例等（施行規則等含む。）	6
(3)参照すべき基準.....	7
(4)その他	9
5 要求水準書の変更	9
(1)要求水準書の変更の手続.....	9
(2)要求水準の変更に伴う契約変更.....	9
第2 本事業における整備対象施設等	10
1 事業用地の概要	10
2 既存施設の状況	12
3 対象施設と整備内容.....	12
第3 新自然史博物館等の整備に関する要求水準	13
1 新自然史博物館棟（新棟）の新設.....	13
2 ライフパーク倉敷（既存棟）の改修.....	14
3 屋外空間等再整備	14

第4 事前調査業務に関する要求水準	16
1 基本的事項	16
2 測量調査	16
3 地質調査	16
4 電波障害調査	16
5 周辺家屋調査	16
6 アスベスト含有材等使用状況調査.....	16
7 PCB含有材使用状況調査.....	17
8 土壌汚染調査	17
9 その他事業者が必要とする調査.....	17
第5 設計業務に関する要求水準	18
1 基本的事項	18
2 新自然史博物館等の基本設計及び実施設計.....	18
3 設計段階における各種申請手続.....	18
4 その他関連事項	19
5 業務の報告及び設計図書等の提出.....	19
第6 解体撤去業務に関する要求水準	20
1 解体撤去対象	20
2 基本的事項	20
3 業務の報告及び図書等の提出.....	21
第7 建設業務に関する要求水準	22
1 新自然史博物館等の建設工事.....	22
2 施工管理	22
3 安全対策	23
4 廃棄物対策	23
5 保険の付保等	23
6 建設段階における各種申請手続.....	23
7 化学物質室内濃度調査.....	24
8 事業者による完成検査等.....	24

9	業務の報告及び計画書等の提出.....	24
10	本市による配置技術者の変更要求.....	25
11	各種点検、調査、見学会等への協力.....	25
12	設計変更等	25
13	検査等	26
14	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について	27
第8	工事監理業務に関する要求水準	28
1	基本的事項	28
2	業務の報告及び確認書類等の提出.....	28
第9	その他事業実施に必要な業務の要求水準.....	29
1	電波障害調査	29
2	周辺家屋調査	29
3	完成確認及び引渡し.....	29
4	近隣対策・対応	30
5	対象外業務との連絡調整業務.....	30
6	国庫補助金申請関係書類等の作成支援.....	30
7	契約不適合検査	31

別紙

-
- 別紙1 新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業 計画要領
 - 別紙2 屋外空間等計画要領
 - 別紙3 新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備 基本計画
 - 別紙4 新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画 展示計画
 - 別紙5 工事区分表

別添資料

別添資料 01	敷地位置図
別添資料 02	区域図
別添資料 03	緑地範囲図
別添資料 04	水道・下水道管路図
別添資料 05	ガス管図
別添資料 06	水島緑地福田公園地質調査報告書
別添資料 07	ライフパーク倉敷関連資料（既存図）
別添資料 08	自然史博物館関連資料（既存図）
別添資料 09	新自然史博物館計画案（参考）
別添資料 10	ライフパーク倉敷設計荷重図（1階）
別添資料 11	執務並行条件
別添資料 12	備品リスト

※別添資料は市より別途配布する。配布を希望するものは、募集要項「第7 2 本事業に関する担当部署」まで連絡すること。

本書の位置付け

新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業（建築・改修等）要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画・展示計画（令和6年12月）を踏まえ、倉敷市教育委員会（以下「本市」という。）が、新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業（以下「本事業」という。）において建築や改修、屋外空間整備等を実施するにあたり、募集要項とともに要求する機能や性能の水準（以下「要求水準」という。）を示すものである。要求水準は、本書及び別紙により規定し、別添資料は計画検討等の参考資料として取扱う。

本事業に応募する民間事業者（以下「事業者」という。）は、要求水準書において具体的仕様が示されたものについては、これを遵守し、具体的仕様が示されていないものについては、要求水準書を満たしたうえで、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うことができる。

1 施設整備の基本的な考え方

(1) 整備方針と整備内容

施設整備にあたっては次の別紙資料を参考とすること。

- ・別紙1 「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業計画要領」
- ・別紙2 「屋外空間等計画要領」
- ・別紙3 「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備 基本計画」
- ・別紙4 「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備基本計画 展示計画」
- ・別紙5 「工事区分表」※

※本事業は、別に展示工事（設計・施工）事業者を選定し、展示工事（展示設計・展示制作等）と同時進行することとしている。別紙5は建築工事、展示工事の二者間、あるいは本市を含めた三者間の協議・調整における原則を示すものである。

2 事業の範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりとする。

(1)事前調査業務

- (ア)測量調査
- (イ)地質調査
- (ウ)電波障害調査
- (エ)周辺家屋調査
- (オ)アスベスト含有材等使用状況調査
- (カ)PCB含有材使用状況調査
- (キ)土壌汚染調査
- (ク)その他、事前に必要な調査業務

(2)設計業務

- (ア)新自然史博物館（新棟）の建設工事に係る基本設計・実施設計
- (イ)ライフパーク倉敷の改修工事に係る基本設計・実施設計
- (ウ)屋外空間の再整備工事に係る基本設計・実施設計
- (エ)建築基準法第48条許可、第55条許可手続き
- (オ)上記に係る許認可及び各種申請等の行政手続一式
- (カ)新自然史博物館（新棟）に係るZEB認証手続（建築物省エネルギー表示制度（BELS）の申請手続）
- (キ)展示工事と建設工事の設計にかかる取合いの調整・協議

(3)解体撤去に関する業務

- (ア)ライフパーク倉敷敷地内駐輪場の解体撤去に係る工事
- (イ)新自然史博物館（新棟）の建設工事、ライフパーク倉敷の改修工事及び屋外空間の再整備工事に伴う解体撤去に係る工事
- (ウ)上記に係る設計・許認可及び各種申請等の行政手続

(4)建設業務

- (ア)新自然史博物館（新棟）の建設工事
- (イ)ライフパーク倉敷の改修工事
- (ウ)屋外空間の再整備工事
- (エ)上記に係る許認可及び各種申請等の行政手続
- (オ)展示工事と建設工事との取合いの調整・協議

(5) 工事監理業務

- (ア) 新自然史博物館（新棟）の建設工事に係る工事監理
- (イ) ライフパーク倉敷の改修工事に係る監理業務
- (ウ) 屋外空間の再整備工事に係る工事監理
- (エ) 解体撤去工事に係る工事監理

(6) その他事業実施に必要な業務

- (ア) 事後調査（周辺家屋調査等）
- (イ) 近隣対応（地元説明会の開催、電波障害対策工事、周辺家屋補償等）
- (ウ) 本市による対象外業務の実施に向けた連絡調整・助言業務（什器・備品、特殊機器等の発注、建物維持管理業務の発注など）
- (エ) 国庫補助金申請関係書類等の作成支援
- (オ) 新自然史博物館の展示工事（別途発注）との調整業務
- (カ) その他、(1) から (5) までの業務を実施する上で、必要な関連業務

(7) 対象外とする業務

- (ア) 什器・備品・特定機器等の購入・取付（本書内で指定のあるものは本事業の範囲とする）
- (イ) 既存自然史博物館等から新自然史博物館への引越業務
- (ウ) 新自然史博物館の展示工事（調整業務を除く）に係る基本設計・実施設計、建設工事、工事監理

3 事業期間及び事業スケジュール

事業期間は、原則として、事業契約の締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、提案により短縮することができる。

本事業のスケジュールは、以下に示す条件を遵守することを条件として、事業者による創意工夫を発揮した提案を可能とする。

日程（予定）	内容
令和8年1月中旬	仮事業契約締結
令和8年2月中旬	事業契約締結
令和11年3月31日	竣工・引渡し、事業契約終了

4 遵守すべき法令等

(1)法令等（施行令及び施行規則等を含む。）

本事業を行うにあたり、遵守すべき法令等（政令及び省令等を含む。）は次に示すとおりである。このほか、本事業に関連する法令等を遵守すること。

なお、事業実施にあたり、関係法令等に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可等を取得すること。

- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）
- 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
- 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省省令 61 号）
- 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）
- 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）

- 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

- 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- 宅地造成及び特定盛土等規制法（令和 5 年 5 月 26 日施行）
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
- その他関連する法令等

(2) 条例等（施行規則等含む。）

本事業を行うにあたり、遵守すべき条例等（規則等を含む。）は次に示すとおりである。

- 建築物等の制限に関する条例（昭和 26 年岡山県条例第 10 号）
- 岡山県建築基準法施行細則（昭和 48 年岡山県規則第 66 号）
- 岡山県防災対策基本条例（平成 20 年岡山県条例第 6 号）
- 岡山県福祉のまちづくり条例（平成 12 年岡山県条例第 1 号）
- 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成 18 年岡山県条例第 64 号）
- 岡山県環境基本条例（平成 8 年岡山県条例第 30 号）
- 岡山県自然保護条例（昭和 46 年岡山県条例第 63 号）
- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 76 号）
- 岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 74 号）
- 倉敷市建築基準法施行細則（昭和 45 年倉敷市規則第 40 号）
- 倉敷市中高層建築物等の建築に関する指導要綱（平成 12 年倉敷市告示第 79 号）
- 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例（令和 3 年倉敷市条例第 5 号）
- 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例施行規則（令和 3 年倉敷市規則第 14 号）

- 倉敷市福祉のまちづくり条例（平成9年倉敷市条例第24号）
- 都市計画法施行細則（昭和62年倉敷市規則第26号）
- 倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等の基準に関する条例（平成13年倉敷市条例第44号）
- 倉敷市都市景観条例（平成21年倉敷市条例第40号）
- 倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）
- 倉敷市火災予防条例（昭和48年倉敷市条例第68号）
- 倉敷市水道法施行細則（平成13年倉敷市規則第37号）
- 倉敷市水道条例（昭和43年倉敷市条例第72号）
- 倉敷市下水道条例（昭和43年倉敷市条例第28号）
- 倉敷市安全・安心まちづくり推進条例（平成15年倉敷市条例第58号）
- 倉敷市環境基本条例（平成11年倉敷市条例第34号）
- 倉敷市自然環境保全条例（昭和49年倉敷市条例第29号）
- 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年倉敷市条例第8号）
- 倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針（令和4年4月）
- 倉敷市立自然史博物館条例（昭和58年9月22日）
- 倉敷市立ライフパーク倉敷条例（平成5年3月25日）
- 倉敷市民学習センター条例（平成5年3月25日）
- 倉敷教育センター条例（平成5年3月25日）
- 倉敷科学センター条例（平成5年3月25日）
- 倉敷埋蔵文化財センター条例（平成5年3月25日）

(3)参照すべき基準

本事業の実施にあたっては、次の基準等を参考に計画すること。なお、参照する基準等は、すべて提案時点での最新版とすること。

- 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）
- 官庁施設の環境保全基準（国土交通省）
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省）
- 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省）

- 建築設計基準、同資料（国土交通省）
- 建築構造設計基準、同資料（国土交通省）
- 構内舗装・排水設計基準、同資料（国土交通省）
- 建築設備計画基準（国土交通省）
- 建築設備設計基準（国土交通省）
- 建築設備耐震設計・施工指針（国立研究開発法人建築研究所）
- 建築設備設計計算書作成の手引き（一般社団法人公共建築協会）
- 建築工事標準詳細図（国土交通省）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事改修標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事改修標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- 公共建築工事改修標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省）
- 公共建築工事積算基準（国土交通省）
- 公共建築数量積算基準（国土交通省）
- 公共建築設備数量積算基準（国土交通省）
- 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）
（工事施工管理要領改訂委員会）
- 公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）
（工事施工管理要領改訂委員会）
- 公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）
（工事施工管理要領改訂委員会）
- 建築保全業務共通仕様書（国土交通省）
- 建築保全業務積算基準（国土交通省）

- 建築物修繕措置判定手法（一般財団法人建築保全センター）
- 建築設備の維持保全と劣化診断（一般財団法人建築保全センター）
- 管理者のための建築物保全の手引き（一般財団法人建築保全センター）
- 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（国土交通省）
- 営繕工事写真撮影要領(国土交通省)
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説(国土交通省)
- 博物館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省)
- 倉敷市立地適正化計画に基づく届出制度（令和3年3月）
- その他関連する基準等

(4)その他

本事業を行うにあたり、遵守すべき法令等は、（１）及び（２）に関するすべての関連施行令、規則及び基準等についても含むものとする。また、必要とされるその他の関係法令及び市条例等についても遵守すること。

5 要求水準書の変更

本市は、事業期間中に要求水準書を変更することがある。次に、要求水準書の変更に対する手続を示すとともに、これに伴う事業者の対応を規定する。

(1)要求水準書の変更の手続

本市は、事業期間中に次の理由により要求水準書の変更を行うことができ、変更の手続については、事業契約書の規定に従い行うものとする。

- (ア)法令の変更等により業務内容を変更する必要性が生じたとき
- (イ)災害、事故等により特別な業務を行う必要性が生じたとき
- (ウ)その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき

(2)要求水準の変更に伴う契約変更

本市と事業者は、要求水準書の変更に伴い、事業者が行うべき業務内容が変更された場合は、必要に応じ、要求水準書とともに、本事業に関わる対価等、事業契約書の変更を行う。詳細については、事業契約書で定める。

第2 本事業における整備対象施設等

1 事業用地の概要

事業用地の基本的な敷地条件については、次の表のとおり。詳細は各別添資料を参照するとともに、事業者においても適宜確認を行うものとする。

項目	内容		参照
所在地	倉敷市福田町古新田 940 番地ほか		【別添資料 01】 敷地位置図
敷地面積	53, 117. 32 m ²		【別添資料 02】 区域図
区域区分	市街化区域		—
用途地域	第 1 種低層住居専用地域 →用途（博物館）及び建物高さ規制許可は建築審査会を適用のこと		
指定建ぺい率	40%		—
指定容積率	80%		—
防火／準防火	指定なし		—
道路斜線制限	適用距離 20m、勾配 1. 25		—
隣地斜線制限	該当なし		—
北側斜線制限	立ち上がり GL+5m、勾配 1. 25		—
絶対高さ制限	10m		—
日影規制	4 時間-2. 5 時間 測定面 1. 5m		—
立地適正化計画	該当なし		—
景観計画区域	該当（地区の指定はなし）		—
倉敷市屋外広告物規制	第 1 種許可地域		—
宅地造成工事規制区域	該当なし		—
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	該当なし		—
緑化基準	事業用地面積に 1 から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条（同条第 3 項を除く。）の建ぺい率を控除して得た数値を乗じて得た面積の 10 分の 2 の面積を確保		【別添資料 03】 緑地範囲図
総合浸水対策	2, 000 m ² 以上の開発行為等を行う場合、雨水排水計画について協議		—
駐車場・駐輪場附置義務	該当なし		—
道路	西側	路線名称 : 福田町古新田 61 号線 種 別 : 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号 平均幅員 : 3. 6m	
	南側	路線名称 : 福田町古新田 79 号線 種 別 : 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号 平均幅員 : 3. 7m	

	南側	路線名称 : 福田町古新田 121 号線 種 別 : 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号 平均幅員 : 3.7m	
	東側	路線名称 : 福田町古新田 87 号線 種 別 : 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号 平均幅員 : 3.9m	
	東側	路線名称 : 福田町古新田 82 号線 種 別 : 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号 平均幅員 : 2.4m	
上水道	上水道供給区域		【別添資料 04】 水道・下水道管路図 【別添資料 05】 ガス管図
下水道			
電気・ガス等			
地盤状況	事業者の調査による		【別添資料 06】 水島緑地福田公園地 質調査報告書 【別添資料 07】 ライフパーク倉敷関 連資料 (既存図)
浸水想定高さ	想定最大規模降雨時、地盤面より 0.5m 未 満程度		
指定文化財	該当なし		—
山地災害危険地区	該当なし		

2 既存施設の状況

事業用地内に存する主な既存施設概要は次の表のとおり。詳細は各別添資料を参照すること。

項目	内容	参照
ライフパーク倉敷	用途 公会堂又は集会場・博物館、 その他 構造・規模 RC造2階一部3階 竣工年 平成5年	【別添資料07】ライフ パーク倉敷関連資料 (既存図)
埋蔵文化財センター	用途 博物館 構造・規模 RC造平屋建 竣工年 平成5年	【別添資料07】ライフ パーク倉敷関連資料 (既存図)
その他	自転車置場、屋外便所、天体観測室 等	【別添資料07】ライフ パーク倉敷関連資料 (既存図)

3 対象施設と整備内容

本事業の対象施設（以下「新自然史博物館等」という。）に係る整備内容は次のとおり。

対象施設	区分	概要
新自然史博物館（新棟）	新設	新自然史博物館新設
ライフパーク倉敷 （既存棟）	改修	新自然史博物館新設に伴う既設建物の改修
馬陣輪場	解体	馬陣輪場建物及び新棟整備に向けて不要となる外構の解体
屋外空間	新設・改修・ 解体	渡り廊下新設、屋外広場新設、東側一般車 両用ロータリー・駐車場設置、北側大型バ ス用ロータリー新設、大型バス用駐車場拡 張、外構新設・改修、敷地内動線の見直 し、緑化、雨水流出抑制施設の設置等

第3 新自然史博物館等の整備に関する要求水準

本事業に関する要求水準は、次に示すとおりである。また、具体、詳細な要求水準は、別紙1「新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業計画要領」、及び別紙2「屋外空間等計画要領」に基づくこと。

なお、要求水準書は最低限の水準を示したものであり、事業者による提案において、当該水準を上回る水準を確保し、かつ維持や保守管理運営コスト等の上昇が伴わない提案については、これを制限するものではない。

1 新自然史博物館棟（新棟）の新設

整備の概要は次に示すとおりであり、詳細は【別紙1】新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業計画要領を参照すること。

項目	内容
上限面積	延べ面積 2,380 m ² 程度 ※延べ面積とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第2条第1項第4号で定義されたものを言う。
下限面積	なし。ただし要求水準書で求められる各諸室面積、性能を満たすこと。
階数	地上2階
構造種別	提案による
構造安全性	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」における次の耐震安全性の分類以上 ・ 構造体：Ⅱ類 ・ 建築非構造部材：B類 ・ 建築設備：乙類 大規模空間の天井の崩落対策については、平成25年8月5日付け「天井脱落に係る一連の技術基準告示」（国土交通省平成25年告示第771号他）に基づき適切な計画を行うこと。

環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）による省エネルギー評価においてZEB Ready以上の施設性能を目指すこと。 ・ 太陽光発電設備の設置
------	---

2 ライフパーク倉敷（既存棟）の改修

整備の概要は次に示すとおりであり、詳細は【別紙1】新自然史博物館・ライフパーク倉敷整備事業計画要領を参照すること。

項目	内容
改修対象建物	ライフパーク倉敷 1階
改修対象室	図書室、軽トレーニング室、シャワー更衣室、乳児コーナー、団体連絡室、アトリウム
改修後整備室	特別展示室、物置、エントランス、風除室、工作室、講義室、倉庫、学習コーナー、事務室、会議室、館長室、更衣室、図書コーナー
構造安全性	<p>「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」における次の耐震安全性の分類以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築非構造部材：B類 ・ 建築設備：乙類

3 屋外空間等再整備

整備概要は次に示すとおりであり、詳細は【別紙2】屋外空間等再整備計画要領を参照すること。

項目	内容
屋外広場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフパーク倉敷、新自然史博物館及び埋蔵文化財センターを含めた建物境界部に、日常的な憩いの空間となる屋外広場を設置すること。
駐車場設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子利用者用駐車施設を、4台分以上設置すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現有のバス駐車場に、大型バス3台分の駐車場所を拡幅整備すること。
駐輪場解体	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフパーク倉敷北側の駐輪場を、解体すること。
敷地内動線の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内駐車場等から新自然史博物館、ライフパーク倉敷、埋蔵文化財センターまでの円滑なアプローチ動線を確保し、視覚誘導ブロックや適切なサインを設置すること。
既存施設の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の水路は現位置で保全すること。 ・ 国旗掲揚台の移設を行うこと。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新自然史博物館及び屋外空間整備に当たり、現況植栽の保全に努めること。 ・ 敷地境界沿い等の緑化が不足する部分は、植樹を行うこと。
雨水貯留施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種条例等に基づき、雨水流出抑制施設を整備すること。
屋外照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外照明設備を設置すること。
屋外給排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外給排水設備を設置すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に関連して、必要となる外構整備を適宜実施すること。 ・ 施設案内のためのサイン（館名板、案内用掲示板、サインポールを含む）を適宜設置すること。

第4 事前調査業務に関する要求水準

1 基本的事項

事業者は、事前調査業務の実施前に、事前調査業務の工程表その他の必要な書類を提出し本市の確認を受けること。また、調査の実施後、調査の内容を取りまとめた調査報告書を本市に提出すること。

2 測量調査

本事業において、測量調査が必要となる場合は、事業者が適切に実施すること。新自然史博物館（新棟）立地場所付近の既設建物位置、水路位置、外構位置、地盤レベル等の測量を行うこと。

3 地質調査

現有建物建設時の地質資料は、【別添資料 07】ライフパーク倉敷関連資料（既存図）に示す。新自然史博物館（新棟）立地場所付近で地盤調査を実施すること。

4 電波障害調査

- (1) 本事業に必要な電波障害調査を適切に実施すること。
- (2) 事業者は電波障害が生じないよう配慮した施設計画を行うこと。そのうえで、万が一、電波障害対策が必要となった場合は、本市と協議すること。

5 周辺家屋調査

工事着手前の必要な時期に、周辺家屋の調査を適切に実施し、調査の結果に基づく対策を講じること。

6 アスベスト含有材等使用状況調査

解体撤去工事及び改修工事に先立ち、解体撤去部分を対象とするアスベスト含有材等使用状況調査を必要な時期に適切に実施し、その結果を本市に報告すること。なお、当該調査は、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業（石綿分析に係わ

るクロスチェック事業)」により認定されるA又はBランクの認定分析技術者によって行わせること。

7 PCB含有材使用状況調査

解体撤去工事及び改修工事に先立ち、解体撤去部分を対象とするPCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材の有無について必要な時期に適切に調査を実施し、その結果を本市に報告すること。

8 土壌汚染調査

新自然史博物館（新棟）新設工事、屋外空間新設・改修・解体工事に先立ち、現況ライフパーク倉敷・埋蔵文化財センター敷地を対象として土壌汚染調査を必要な時期に適切に実施し、その結果を本市に報告すること。土壌汚染調査は土壌汚染調査技術管理者の資格を有するものに行わせること。また、土壌汚染対策法第4条第1項の届出に対する支援（資料作成等）を行うこと。調査命令がなされた場合は、別途、本市が費用負担し、事業者に調査報告書の作成を依頼する予定である。

9 その他事業者が必要とする調査

上記調査等に限らず、本事業を実施することにより周辺地域に影響を及ぼすおそれがある場合には、事業者は自らの責任及び費用において、法令を遵守のうえ、必要に応じて適切に、周辺地域に及ぼす影響についての調査、分析及び検討すること。

1 基本的事項

- (1) 事業者は、事業契約締結後、速やかに、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業計画書を作成し、本市による承認を受けること。
- (2) 承認後の事業計画書に基づき「第1 2 (2) 設計業務」に規定する範囲の設計業務を行い、設計業務完了後に本市による承認を受けること。
- (3) 設計企業は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第2条第2項に規定する一級建築士である管理技術者を定め、その者の氏名、経歴、有する資格等について本市へ届けを行い、業務を管理させること。

2 新自然史博物館等の基本設計及び実施設計

- (1) 基本設計及び実施設計は、第3の新自然史博物館等の整備に関する要求水準に基づき行うとともに提案書を参考に行うこと。
- (2) 事業者は設計にあたり、別途契約する展示工事を行う事業者との協議・調整を緊密に行うこと。
- (3) 本市は、事業者に設計の検討内容について、いつでも確認することができる。事業者は設計に当たり、定期的に本市と協議を行うこと。

3 設計段階における各種申請手続

- (1) 建築基準法に基づく計画通知ほか建築審査会、各種申請等、設計段階における関係官公署等への手続等は、遅滞なく行うこと。
- (2) 建築基準法に基づく計画通知を行う際は、申請前に本市に事前説明のうえ確認を受け、確認済証取得時には、本市にその旨の報告を行うこと。
- (3) 新棟については、ZEB Ready以上の施設性能を目指すこと。
- (4) 上記に係る申請料、手数料、負担金等（許認可及び各種申請等の行政手続に係る申請料や手数料、上下水道・ガス・電力等のインフラ系に要する負担金を想定）は事業費に含むものとする。

4 その他関連事項

- (1) 設計業務は、本市の担当者との十分な打合せにより実施するものとし、打合せの結果については、記録等により本市へ報告すること。
- (2) 事業者は、要求される性能等が確実に設計に反映されるよう、スケジュール管理を適切に行うこと。
- (3) その他、事業の実施において必要な説明資料等の作成を行うこと。

5 業務の報告及び設計図書等の提出

- (1) 事業者は、設計着手前に設計に関する工程表を本市へ提出し、本市が提示した事業スケジュール等に適合していることの承認を受けること。
- (2) 事業者は、設計の打合せ時に必要な資料等を本市へ提示し、要求される性能等が反映されていることの承認を受けること。
- (3) 事業者は、基本設計の完了時に基本設計図書を本市へ提出し、本市が要求した性能等に適合していることの承認を受けること。
- (4) 事業者は、実施設計の完了時に実施設計図書を本市へ提出し、本市が要求した性能等に適合していることの承認を受けること。
- (5) 事業者は、設計の状況について、本市の求めに応じて随時報告を行うこと。

1 解体撤去対象

解体撤去対象となる施設は次のとおり。

- (1) 事業者は、ライフパーク倉敷の再整備にあたり、駐輪場を解体撤去すること。
- (2) その他、新自然史博物館の新設に関連する外構及び屋外空間整備に関する必要な範囲を解体撤去すること。

2 基本的事項

- (1) 現場代理人は常駐で配置し、建設業法第 26 条第 2 項に基づく監理技術者は専任で配置することとし、着工前にその者の氏名、経歴、有する資格等について本市に通知すること。
- (2) 事業者は、解体撤去工事にあたり、必要とされる事前調査があれば適切に実施すること。
- (3) 想定外の状況に対する計画の変更については、事業者と本市が協議を行い、対応策や本市と事業者の費用負担等を決定のうえ、本市の承認を得て進めるものとする。
- (4) アスベスト含有材等使用状況調査の結果、アスベストの使用が認められた場合、処理方法についてあらかじめ本市と協議を行い、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、事業者において適切に処理を行うこと。なお、飛散性アスベスト含有材の処理費用については、合理的な範囲で本市が負担するものとする。
- (5) 事前調査の結果、PCB安定器が確認された場合、本市が指定する方法により、照明器具より取り外した安定器の保管を行い、本市に引渡すこと。PCBを使用していないことが確認された安定器については、本市の承認を得た後、事業者の責任で適正に処分すること。
- (6) 解体撤去工事の施工は、周辺地域へ十分配慮するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び資材の再資源化等に関わる諸法令に基づき、適切な処置のうえ、実施すること。

3 業務の報告及び図書等の提出

- (1) 事業者は、解体撤去工事の着手前に、工程表及び施工計画書を本市へ提出し、本市が提示した事業スケジュール等に適合していること及び要求水準等が反映されていること等の承認を受けること。
- (2) 事業者は、解体撤去工事の期間中、各種協議の記録や工事状況の写真等、本市へ定期的に提出し、承認を受けること。
- (3) 事業者は、解体撤去工事の完了時に完成図書を本市に提出し、本市の承認を受けること。完成図書の内容は、事前に本市へ確認すること。

第7 建設業務に関する要求水準

実施設計に基づき、次の事項に留意し施工を行うこと。

1 新自然史博物館等の建設工事

対象工事は第3の1、2、3を参照すること。

2 施工管理

- (1) 事業者は、工事の着手の前に、総合施工計画書、工事全体工程表等を作成し、本市に提出して承認を得ること。
- (2) 事業者は、工程について、事業スケジュールに適合し、かつ無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能等が確実に確保されるよう管理すること。
- (3) 現場代理人は常駐で配置し、建設業法第26条第2項に基づく監理技術者は専任で配置することとし、着工前にその者の氏名、経歴、有する資格等について本市へ届け出ること。
- (4) 関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書、工程表及び施工計画書等に従って工事を実施すること。
- (5) 工事時間帯は8時半～17時までを基本とする（土日、祝日作業の制限は原則無しとするが、ライフパーク倉敷のイベント行事や工事内容によっては規制を行うことがある）。ただし朝及び夕方の渋滞が想定されるため、資材搬入等に関しては、上記時間帯以外も可とする。具体的な工事可能時間帯については、本市の担当者と協議の上、決定する。
- (6) 騒音・振動が生じる工事を実施する場合は、本市と協議の上、承諾を得ること。
- (7) ライフパーク倉敷と関連する工事やインフラ接続等については、本市の担当者と日程等を協議の上、実施すること。
- (8) 仮設事務所等の工事仮設電力や仮設給水等の引込みについては、事業者の責任及び費用により実施すること。なお、仮設便所等の排水に関しては本市を含めた関係機関との協議が必要である。
- (9) 敷地北西角部の西側道路から北側道路に抜ける敷地内通路は、近隣住民の生活道路となっているため、工事期間中も近隣住民が車両通行できるように配慮すること。

(10) 敷地東側の来館者用駐車場は、工事期間中も 360 台程度確保すること。なお敷地南東側の土舗装部は、来館者用仮設駐車場や工事職員用駐車場として利用可能とする。

(11) 既存大型バス駐車場は、工事期間中もできるだけ使用できるように配慮すること。

3 安全対策

- (1) 工事中における来館者及び近隣に対して、万全の安全対策を行うこと。
- (2) 工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう、万全の対策を講じること。
- (3) 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況把握や、道路管理者等と打合せを行い、運行速度、適切な交通誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃等に十分に配慮すること。
- (4) 工事車両通行道路には、工事標識、交通誘導員等を配し、交通安全に十分注意すること。
- (5) 近隣住人へも十分配慮し、極力支障のないような施工計画を作成し、実施すること。

4 廃棄物対策

発生する建設廃棄物を処理する場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し適正に処理すること。

5 保険の付保等

- (1) 事業者は、建設工事を適正に遂行するにあたり、建設工事保険、土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険、労災保険等の必要な保険に加入すること。詳しくは事業契約書による。
- (2) 事業者は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを本市へ提出すること。
- (3) 事業者は、(1)に係る費用等を負担すること。

6 建設段階における各種申請手続

建設段階における関係官公署等への手続等は、遅滞なく行うこと。

7 化学物質室内濃度調査

- (1) 事業者は、工事完了後に、室内空気中の化学物質の室内濃度測定を行い、室内空気質の状況が、厚生労働省の示す濃度指針値以下であることを確認し、本市へ報告すること。
- (2) 事業者は、(1)に係る費用等を負担すること。

8 事業者による完成検査等

- (1) 事業者の責任及び費用において、新自然史博物館等の完成検査及び設備、器具等の試運転検査等を実施すること。
- (2) 事業者は、検査の実施にあたり、事前に本市へ通知することとし、本市は、事業者が実施する完成検査等に立ち会うことができる。

9 業務の報告及び計画書等の提出

- (1) 事業者は、建設工事着手前に、本市が指示する書類を提出し、本市が提示した事業スケジュール等に適合していること等の承認を受けること。本市へ提出する書類の詳細は、本市と事業者の協議により決定する。
- (2) 事業者は、建設工事の進み具合及び施工状況等について本市へ報告し、本市の求めに応じて説明を行うこと。また、本市は事前の通知なしに建設工事に立ち会うことができる。
- (3) 事業者は、施工状況を本市に毎月報告するほか、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (4) 本市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。
- (5) 事業者は、施工に関する検査又は試験の実施について、事前に本市へ通知すること。本市は、これらに立ち会うことができる。
- (6) 事業者は、建設工事の期間中、本市の求めに応じ中間確認を受けること。
- (7) 事業者は、完了に伴う検査等を行う場合は、事前に本市へ通知すること。本市は、これらに立ち会うことができる。

- (8) 事業者は、建設工事完了時に本市へ報告を行い、完成状況の確認を受けること。この際、事業者は、施工記録を用意すること。

10 本市による配置技術者の変更要求

本市が、配置技術者の変更が必要と判断した場合は、配置技術者の変更を求めることがある。その場合、書面による通知から10営業日以内に交代者を選任し、本市に経歴書を提出し承認を得ることとする。

交代者は承認日より10営業日以内に配置すること。

本市より、配置技術者の変更を再三求めたにも関わらず、応じない場合には契約を途中解除することがある。

11 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 本市が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、事業者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、本市から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 本市が必要とする現場見学会等を開催する場合は、事業者はこれに協力しなければならない。
- (4) 当該工事場所に関連する行事に関して、本市が求めたときには、事業者は当該行事に影響を与えないよう協力しなければならない。

12 設計変更等

- (1) 設計変更等については、実施設計図の変更が必要な場合は工程に遅延が生じないように書面により、変更項目及び内容、変更が必要な理由及び概算工事費とともに本市に提示すること。本市は、その報告を受け変更の採否を事業者に通知するものとする。変更が採用された場合、事業者は本市と合意した変更内容を随時整理し、本市に報告するものとする。
- (2) 変更契約が必要な場合、変更案承諾後、速やかに変更前・後の設計図と増減工事費内訳書及び数量根拠資料を提出し、最終確認を受けること。

13 検査等

自主検査、完了検査を、本施設を本市へ引き渡しを行う前段に実施するものとする。

(1) 検査の実施方法

自主検査、完了検査は、本施設の引渡し時点及び外構等の引渡し時点、それぞれの時点において、次の規定に即して実施すること。

(2) 事業者による自主検査等

(ア)事業者は、自らの責任及び費用において、本施設の完成検査及び事業者が設置する各種設備機器類（以下「機器類」という。）の試運転検査等を実施すること。

(イ)本市は事業者が実施する完成検査及び機器類の試運転に立会うことができるものとする。

(ウ)事業者は、本市に対して完成検査、機器類の試運転の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(3) 工事監理者による検査

事業者は、自ら実施した完成検査の完了後、工事監理者の検査を受けること。検査完了後、速やかに工事完了届と共に完成時の提出書類を本市へ提示すること。

(4) 関係諸官庁による完了検査

事業者は、関係諸官庁による完了検査を受け、必要となる全ての検査済証を遅滞なく取得すること。なお、本工事に係る行政の検査手数料は事業者が支払うこと。

(5) 本市による完了検査

事業者は「事業者による自主検査等」、「工事監理者による検査」、「関係諸官庁の完了検査」が終了し、所定の書類とともに、本市は事業者の立会いの下で検査員が完了検査を実施するものとする。

(6) 検査後の是正等

(ア)本市は、検査の結果、是正、修補等が必要な場合、期限を定めた上で事業者へ書面による指示をするものとする。

(イ)事業者は、前記による指示を受けた場合において、期日までに是正等を完了させるものとする。期日までに是正等を完了させることができない場合は、本市と協議の上、期限を改めることが出来るものとする。

(ウ)事業者は、本施設において是正等の指示を受けた場合は、当該是正工事等の内容を後項に示す提出書類に反映させるものとする。

(7) 取扱説明等

(ア)事業者は、機器類等の取扱いに関する本市への説明を実施すること。また、取扱マニュアルを監督職員の指示に従って作成すること。

(イ)実施設計業務で作成した総合維持管理業務（日常の清掃管理、警備及び設備の年間維持管理、法定点検など）の発注仕様書及び見積書を更新し、（仮称）総合維持管理業務仕様書（案）として取りまとめるものとする。

14 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により本市に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、本市と協議を行うこと。

1 基本的事項

- (1) 工事監理企業は、工事監理者を配置し、建築士法第2条第7項に規定される工事監理業務を実施させること。
- (2) 工事監理者は、「第1 3 (3) 解体撤去に関する業務及び(4) 建設業務」に記載する業務が設計図書等に基づき適切に行われていることを確認すること。
- (3) 工事監理者は、上記(2)とともに、必要に応じて立会い、検査、工事材料の試験、工場加工組立製作の試験又は検査等を行い、工程管理及び施設の品質管理を行うこと。また、適切な指示を書面等により行うこと。
- (4) 工事監理者は、業務内容その他必要な事項を記録すること。

2 業務の報告及び確認書類等の提出

- (1) 本市は、工事監理業務の実施前に、工事監理者の資格等について、適格かどうかの確認を行う。
- (2) 事業者は、工事監理の実施状況について、毎月報告を行うとともに、本市の要求に応じて、適切な方法により説明を行うこと。
- (3) 事業者は、工事監理業務の完了時に、適切な方法により業務の報告を本市に行うこと。

第9 その他事業実施に必要な業務の要求水準

1 電波障害調査

事業者は、建設工事完了後、電波障害調査を適切に実施すること。

2 周辺家屋調査

- (1) 事業者は、建設工事に伴って周辺家屋等に毀損等を及ぼすおそれがある場合は、建設工事着手前の必要な時期に適切に周辺家屋調査を行うこと。
- (2) 事業者は、必要な時期に適切にその対策を講じること。
- (3) 家屋調査にあたっては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）に定める事業損失部門に登録を行っている者（これらの者と同等の知識及び能力を有する者を含む）が行うこと。
- (4) 事業者は、自らの責任及び費用において、法令を遵守するとともに、設計図書及び要求水準書等に従って新自然史博物館等が整備されることにより周辺地域に影響を及ぼすおそれがある場合には、建設工事の着工前、工事期間、工事完了後の各段階において、必要に応じて、周辺地域に及ぼす影響についての調査、分析及び検討を適切に実施すること。

3 完成確認及び引渡し

本市は、事業者による「第7 8事業者による完成検査等」に規定する完成検査及び設備等の試運転の終了後、新自然史博物館等について、次の方法により完成確認を実施する。

- (1) 本市は、事業者の立会いの下で、完成確認を実施する。
- (2) 完成確認は、本市が承認した設計図書との照合により実施する。
- (3) 事業者は、設備、器具等の取扱いに関する本市への説明を、管理マニュアル等を用いて実施すること。なお、この説明は、アの完成確認とは別に行うこと。
- (4) 事業者は、本市の完成確認に際し、完成図書を提出すること。完成図書の内容は、事前に本市へ確認すること。
- (5) 事業者は、本市の完成確認を受けた後、新自然史博物館等の引渡しを行うこと。引渡し方法の詳細は、本市との協議により決定する。

4 近隣対策・対応

- (1) 事業者は、解体撤去工事及び建設工事に先立ち、関係法令に基づき、周辺住民に対し工期や工程等を十分に説明すること。
- (2) 事業者は、解体撤去工事及び建設工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、塵埃等、近隣に対する悪影響等が生じないように十分配慮すること。やむを得ず補償等が生じた場合は、事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。
- (3) 事業者は、解体撤去工事及び建設工事に伴って周辺家屋等に毀損等を及ぼすおそれがある場合は、周辺家屋調査の結果に基づき、必要な時期に適切にその対策を講じること。
- (4) 事業者は、隣接する物件や道路等の公共施設等に損傷を与えないよう注意すること。万一、工事中に汚損、破損した場合、事業者の責任及び費用において補修、補償等を行うこと。また、公共施設の場合は補修方法等について管理者の事前承認を得ること。

5 対象外業務との連絡調整業務

事業者は、本市が本事業外として購入する什器・備品・設備の検討や、新自然史博物館への引越業務、維持管理業務に向けた助言を行うとともに、これらの実施に向け必要な調整に協力すること。

6 国庫補助金申請関係書類等の作成支援

- (1) 事業者は、本市が実施する国庫補助金、及び起債申請関係書類の作成に関し、補助対象額及び補助額の算定根拠（施設毎の工事費等の積算内訳書等）についての各種資料等（位置図、配置図、平面図、面積表等の指定色別塗り図書類等）の作成等、本市の支援を行うこと。なお、契約後の適切な時期までに種目別内訳までの工事内訳書を提出するものとし、基本設計完了後の適切な時期までに細目別内訳までの工事内訳書及び積算書（数量積算書、単価資料等）を提出するものとする。また、会計検査の受検対象となった際は対応にあたり必要な協力を行うものとする。
- (2) 本事業では、ZEBに関する国庫補助金への応募を必須として求めない。ただし、事業者が当該補助金事業への応募を提案した場合は適切に手続きを行うこと。本市は、応募にあたり必要な協力を行うものとする。

7 契約不適合検査

- (1) 契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する検査（契約不適合及び不具合等を確認するための検査をいう。）を行うので、本市が求めたときには、事業者はその検査に協力及び立ち会うものとする。詳細は本市の指示による。
- (2) 検査の結果、施工上の契約不適合が確認された場合、事業者の責任及び費用により当該契約不適合を修補しなければならないものとする。